

与那原マリーナの施設使用に関する規則

この「マリーナ施設の使用に関する規則」は、楽しいマリンライフをお過ごしいただくために、お守りいただかなければならない重要事項が集約されています。事故等を未然に防止し、与那原マリーナ使用者の安全を確保するためにも、趣旨をご理解の上遵守下さい。

第1節 目的および定義

(目的)

第1条 この規則は、与那原マリーナ（以下「マリーナ」といいます。）の施設使用に関する事項を定め、もってマリーナ施設の円滑な管理・運営と使用許可艇のマリーナ施設使用・移動・航行等により発生する事故を防止し、使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）、その他のマリーナ使用者の安全と利便を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、この規則の条項で定義されるものの他、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」といいます。）における用語の意義と同一とします。

第2節 マリーナ施設の使用

(陸電・給水設備の使用)

第3条 使用者およびその共同使用者は、陸電設備または給水設備を使用しようとするときは、マリーナ管理者の指定する給電コード、給水コネクタを使用しなければなりません。

- 2 使用者およびその共同使用者は、使用許可艇の係留区画用の浅橋に設置された陸電設備といえども、1艇につき1口を超える接続口を使用することはできません。ただし、やむを得ない事由により1艇につき1口を超える陸電設備、または使用許可艇の係留区画以外の陸電設備の接続口を使用するときは、与那原マリーナ指定管理者（以下「マリーナ管理者」といいます。）の事前の書面による承諾を得て、マリーナ管理者の定める料金を支払わなくてはなりません。

- 3 使用者および共同使用者は、無人状態にて陸電設備を使用とするときは、所定の書面にてマリーナ管理者に対し届け出を行い、マリーナ管理者の事前の許可を得なければなりません。
- 4 使用者およびその共同使用者が陸電設備または給水設備の使用許可を得たときといえども、マリーナ管理者は何時にてもその使用を中止させる事ができます。

(上下架・給油立会い)

第4条 使用者およびその共同使用者は、使用許可艇の上下架、給油の際にはその作業に必ず立ち会わなければならないものとします。

第5条 使用者およびその共同使用者は、免税チケットを利用する場合、必ず裏面に押印のうえ給油時にマリーナ管理者に引き渡すものとします。

(パーソナル・ウォータークラフト)

第6条 パーソナル・ウォータークラフトとは、水上オートバイ、ゴムボート、ホバークラフト等の小型船舶をいうものとします。

- 2 使用者およびその共同使用者は、水上オートバイ使用許可艇に限り、パーソナル・ウォータークラフトをマリーナ内に搬入できます。
- 3 何人といえども、マリーナ管理者の事前許可を得ることなく、パーソナル・ウォータークラフトによる出入港およびマリーナ内での航行、マリーナ内への持込み、係留はできません。

第3節 禁止事項

(営業行為の禁止)

第7条 何人といえども、マリーナ管理者の事前の書面による承諾なくして、マリーナ内における一切の営業行為およびこれに準ずる行為をしてはならないものとします。

(乗船勧誘の禁止)

第8条 何人といえども、マリーナ内において、他の者に対し、乗船を勧誘してはならないものとします。ただし、マリーナ管理者が事前に承諾した場合は、この限りではないものとします。

(使用許可艇以外の無動力船による出入港の禁止)

第9条 何人といえども、マリーナ管理者の事前の許可を得ることなく、無動力船による出入港およびマリーナ内での航行はできません。

(燃料搬入禁止)

第10条 使用者およびその共同使用者、その他マリーナ使用者は、ガソリン、軽油、灯油、重油等の燃料をマリーナ内に搬入することはできません。

(改造禁止、損害賠償)

第11条 何人といえども、栈橋、陸電設備、給油設備、その他マリーナの施設を改造することは、一切禁止します。

- 2 栈橋、陸電設備、給水設備、その他マリーナの施設を損壊したときは、マリーナ管理者は改造または損壊した者に対し、原状回復を請求し、なお損害あるときは、その賠償を請求するものとします。
- 3 前項の改造または損壊した者が、使用者およびその共同使用者の同行者または関係者であるときは、使用者はそれらの者と連帯して、損害賠償の責を負います。

(禁止行為)

第12条 何人といえども使用許可艇を住居、事務所または店舗等として使用することはできません。

(その他の禁止行為)

第13条 使用者およびその共同使用者、並びにその同伴者のマリーナ施設使用に際し、マリーナ管理者および他の使用者に迷惑となる以下の行為は、禁止とします。

- (1) 栈橋上及びPWC陸置場以外の陸置場、船揚場等にパーソナル・ウォータークラフト、セールロッカー、アイスボックス、給電コード、給水ホース、自転車その他のものを放置すること。使用中の給電コード、給水ホースは除きます。
- (2) 栈橋内及び陸置場、船揚場に、指定車輦以外の自動2輪車、自動車その他一切の車輦を乗り入れること。ただし、荷物の積み下ろし、修理の際の機材搬出入等の理由により陸置場、船揚場に上

- 記車両を乗り入れる場合にはマリーナ管理者に事前に届け出て乗り入れるものとし、荷物の積み下ろし、修理の際の機材搬出入等が終わり次第、車両を陸置場、船揚場から速やかに移動すること。
- (3) 指定された使用許可艇の係留区画内に、浮き船台、テンドー、代替艇、その他の使用許可艇以外のものを置くこと。
 - (4) 使用許可艇を指定の係留区画以外の区画に長時間係留すること。
ただし、悪天候や故障により指定の係留区画に着岸が困難であるとマリーナ管理者が判断したときは、マリーナ管理者の指定する指定係留区画以外の区画に係留することができるものとし、天候の回復後、速やかに指定の係留区画に移動するものとします。
 - (5) 22時以降に発電機、外部スピーカーの使用、パーティーの開催等により騒音を発生させること。
 - (6) マリーナ内において、花火の点火、たき火等裸火の点火を行うこと。
 - (7) マリーナ内において、ホールディングタンク以外の船内トイレ、環境負荷の少ない洗剤以外の使用等、マリーナ内を汚染する行為を行うこと。
 - (8) マリーナ内において、釣り、ダイビング、遊泳等、他の船舶の航行を阻害する行為を行うこと。
 - (9) マリーナ内にゴミを放置すること。
 - (10) 使用許可艇の係留に際し、マリーナ管理者の事前許可なくアンカーを使用すること。
 - (11) 使用許可艇の係留に際し、係船ロープ、チェーン以外のものを使用すること。
 - (12) 前各号の他、他のマリーナ使用者およびマリーナ管理者に迷惑となる行為。

第4節 一般事項

(損害の無補償)

第14条 マリーナ管理者が事前に通知なしに陸電または給水を停止することにより、その使用者およびその共同使用者、またはその他の者が損害を被ったときといえども、マリーナ管理者はそれらの者に対し、その損害を一切補償しません。

(義務履行等の無補償)

第15条 使用者およびその共同使用者と、マリーナ管理者の指定した修理業

者、その他の業者との間の取引について、マリーナ管理者は使用者およびその共同使用者、その他の者に対し、代金の支払い、損害賠償、その他の取引上の義務の履行について、補償その他の責任を負うものではありません。

(郵便物等の不受領)

第16条 マリーナ管理者は、使用者または共同使用者、その他の者に対し送付された郵便物、その他の物をその名宛人にかわり受領しません。

(規則の改正)

第17条 この規則は、マリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

(規則等の遵守)

第18条 使用者およびその共同使用者、並びにその同伴者は、この規則およびその他の規則（以下「本規則等」といいます。）、並びに港則法、海上衝突予防法等の海事法令等を遵守しなければなりません。

(規則違反に対する措置)

第19条 使用者およびその共同使用者、並びにその同伴者が、本規則等の条項または海事関係法例の一つにでも違反したときは、マリーナ管理者は速やかに本規則等違反是正の催告、マリーナ使用許可解除、その他の適宜な措置をとるものとします。

2 マリーナ管理者は前項の事実および措置内容等を、必要に応じて、郵送等により通知するものとします。

附則

(規則の効力発生時期)

1 この規則は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。